

住宅宿泊事業法の施行に向けた豊島区の基本的な対応の方向性

区の現状・地域特性

●増加する苦情件数

- ・27年度：10件
- ・28年度：74件
- ・29年度：59件（10月末）

住民の不安
は大きい

●住宅地と商業地等が半々

- ・住居専用地域：45.6%
- ・商業地域等：54.4%

●宿泊者にとって高い利便性

- ・都内有数の繁華街「池袋」
- ・鉄道5社13路線

+

住宅宿泊事業法

- 届出により、住宅で住宅宿泊事業が可能（**新たな権利の付与**）

- 年間**180日**を上限
- 設置の**地域制限なし**
※特に必要である場合は、
条例で区域と期間を制限可

- 規制内容は**全国ルール**

営利目的の違法民泊は無く
ならない可能性が高い

法施行への対応

事務移管を受けた上で、

- 区の実情に応じたルールづくり

- 区民の生活環境の悪化を防止
- 適正な民泊事業の運営を確保

- 違法民泊の取締り強化

※セーフコミュニティ国際認証都市として安全・安心な生活環境の維持・向上と、国際アート・カルチャー都市として外国人旅行者等の受入環境整備の両立。

基本的な対応の方向①

①区の実情に応じたルールづくり

狙い①

民泊に起因する区民の生活環境の悪化を防止

狙い②

適正な民泊事業の運営確保(民泊サービスの質の向上)

◆留意点

- 明確な規制理由による適切な範囲でのルール化
- ホテル・旅館業等とのバランスを考慮したルール化

【第1案】

区域・期間制限及び
適正運営に関する事項
を条例化(新宿区など)

【第2案】

適正運営に関する事項を
条例化(中央区など)

【第3案】

適正運営に関する事項を
ガイドライン(指導要綱)で
定める(東京都など)

※ルール案の骨子については「別紙」参照。

基本的な対応の方向②

②違法民泊の取締り強化

狙い①

民泊の届出・
旅館業法許可を指導
→ 違法民泊は縮小

狙い②

旅館業法違反に対する
対応強化
→ 縮小した違法民泊
を撲滅へ！

◆ 仲介業者を観光庁が把握

⇒ 違法民泊をネット仲介させない仕組みが整備!

